

京田辺市告示第172号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、
令和8年度軽自動車税納税額変更（決定）通知書を下記のとおり公示送達する。

令和8年9月15日

京田辺市長 上 村 崇



記

1 送達する書類

令和8年度軽自動車税納税額変更（決定）通知書

2 送達を受ける者

別紙公示送達者一覧のとおり

3 備考

書類については、京田辺市市民部税務課に保管してありますので、京田辺市役所に来庁のうえ、受領してください。

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和8年度軽自動車税税額変更（決定）通知書 公示送達者一覧

No.	氏 名
1	金子 大輝